

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」

～「障害者差別解消法」の施行に向けて、「大阪府条例」の目指すもの～

障害者差別解消法シンポジウム

日時	平成27年12月2日(水) 14:00～17:00(受付:13:30～)
会場	大阪府立大学I-siteなんば カンファレンスルームC1-C3 大阪市浪速区敷津東2丁目1番41号 南海なんば第1ビル2階

プログラム

基調講演

「大阪府における条例の策定について」

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類長

大阪府立大学21世紀科学研究機構教育福祉研究センター長

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会長

関川 芳孝氏

パネルディスカッション 「条例の目指すもの、府民社会の展望と課題」

パネリスト(大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会委員)

一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会 会長 嵐谷 安雄氏

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 理事長 坂本ヒロ子氏

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 倉町 公之氏

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会相談室 室長 江口 啓子氏

一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長 柴原 浩嗣氏

関西大学法学部 准教授 福島 豪氏

参加費 無料 定員 200名(先着順・要事前申込)

対象者 自治体職員、福祉関係者、学生など

配慮事項 車いすスペース・手話通訳・要約筆記・点字資料等を希望される場合は、事前申込みの際にその旨を記載下さい。
※配慮事項確認のためご連絡を差し上げることがございます。

申込方法 メールまたはFAX (詳細は裏面記載)
※定員超過等が発生した場合のみ参加お断りの連絡を差しあげます。参加お断りの連絡がない場合は、直接会場までお越しください。
※参加受領の連絡や受講票などの発行はいたしませんのでご了承ください。

開催趣旨

平成28年4月に障がい者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を求める障害者差別解消法が施行されます。大阪府では、同法の施行に向けて、大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会を設置し、大阪府障がい者差別解消ガイドラインを策定し、府民・事業者に対し共生社会の創造のための啓発に取り組んできましたが、さらに障がい者差別解消のため、大阪府としても相談、紛争の防止・解決の体制整備のために条例の制定をめざしています。本学21世紀科学研究機構教育福祉研究センターは、こうした大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会の審議内容や府の取組みを踏まえ、障害者差別解消法およびガイドラインの意義、条例制定の必要性、法律施行後の大阪府の課題と展望について、障がい者団体、市町村関係者、事業者、さらには府民のみなさんと共に考えさせていただきたいと、シンポジウムを開催いたします。

【会場住所】

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東2丁目1番41号
南海なんば第1ビル2階

大阪府立大学 I-siteなんばまでのアクセス

- ・南海電鉄「なんば駅（中央出口）」下車、徒歩約12分
- ・地下鉄御堂筋線「なんば駅（5号出口）」下車、徒歩約15分
- ・地下鉄御堂筋線・四つ橋線「大国町駅（1番出口）」下車、徒歩約7分
- ・地下鉄堺筋線「恵美須町駅（1-B出口）」下車、徒歩約7分
- ・南海電鉄高野線「今宮戎駅」下車、徒歩約6分

【申込先】大阪府立大学21世紀科学研究機構 教育福祉研究センター

E-mail: sew1202@ao.osakafu-u.ac.jp FAX: 072-254-9517

※E-mailもしくはFAXのいずれかの方法でお申込み下さい。

※E-mailでお申込みの場合、お名前・ご所属・メールアドレスを記載しお申込み下さい。

車いすスペースや手話通訳、要約筆記、点字資料等ご希望の場合はその旨も記載下さい。

【問合せ先】大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会事務局

(大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課)

電話: 06-6944-6271

【申込締切: 11/25 (水)迄】

○ご記入いただいた個人情報につきましては、本シンポジウムの運営のみに使用するものであり、他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

障害者差別解消法シンポジウム

～「障害者差別解消法」の施行に向けて、「大阪府条例」の目指すもの～

(平成27年12月2日開催) 参加申込書

所属団体名		
電話		FAX
①氏名・ふりがな	②役職	③配慮が必要な場合の具体的内容
ふりがな		
ふりがな		
ふりがな		